

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

滋賀厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

昭和31年3月12日にC社に入社し、関連会社であるA社に出向を命ぜられ、50年8月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録、雇用保険の記録及び元同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（A社B部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立期間において、申立人が異動後に勤務したA社本社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和32年5月2日であることから、異動日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年3月の記録により、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1222 (事案 198 及び 720 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月 31 日から 26 年 5 月 16 日まで
② 昭和 26 年 8 月 15 日から 36 年 7 月 1 日まで

脱退手当金を受け取ったことがないので厚生年金保険の記録を訂正してほしいと申し立てたが、認められず納得できない。私は、昭和 36 年 6 月 30 日に A 社 B 工場を退職したが、その当時脱退手当金の制度のことは全く知らなかったため、社会保険事務所(当時)に出向いて請求手続を行うことは絶対に無い。当時の同僚だった者は脱退手当金を受給していない記録となっている。

再度審議の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、勤務した 2 社の厚生年金保険加入期間の全てについて請求しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、新たな証拠として、国民年金被保険者資格の取得日が昭和 39 年 12 月 18 日と記載された申立人自身の国民年金手帳の写し及び同被保険者資格の取得日が 36 年 4 月 1 日と記載された申立人の夫の国民年金手帳の写しを提出しているが、夫婦の国民年金手

帳の写しを確認しても、申立人が、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、このほかに新たな資料や情報は得られないことから、申立人の再申立てに当たっての主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は従来主張のほか、新たな事情として、当時の同僚の名前を証言者として挙げたが、オンライン記録において、昭和39年7月1日にA社B工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失している当該同僚に聴取したところ、「申立人のことは知っているが、申立人の退職時は同じ職場ではなかったため、退職した経緯や脱退手当金の受領の有無等のことは全く知らない。」「私自身は、退職時に事業所の担当者から厚生年金保険を解約するかどうかの希望を聞かれたので、希望しないと答えたように思う。」と供述しており、申立人の脱退手当金を受給していないとする主張を裏付ける証言や情報を得られないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から脱退手当金を受け取っていないことを示す新たな資料の提出は無く、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。